明治初期の輸出関税について

藤　村　幸　雄

1

先進諸国にくらべて相当おくれて資本主義化の道を歩んだ明治期のわが国財政は，さまざまの特徴的なあり方を示している．ひとくちにいえば後進国的特徴ということになろうが，租税体系のなかにおける関税制度のあり方もそのひとつとしてよいであろう．すくなくとも第１次条約改正が実施される1899（明治32）年頃までの関税について，とくに目立つ特徴は，地租を中心とする内国税にくらべて関税収入の割合がいちじるしく低いことと関税収入のなかで輸出関税の占める比重が相当高いことである．前者は，周知のように安政五ケ国条約から改税約書へとつづくいわゆる不平等条約のもとで，わが国が関税自主権を実質的に喪失し，関税が収入関税としても，また産業保護関税としても十分に機能し得なかったことの結果にほかならないが，後者の輸出関税の高い比重は，先進諸国には例をみないいちじるしい特徴であって，その原因や根拠，影響などについては，さまざまの問題が含まれているように思われる．

本稿ではかような明治初期における輸出関税のあり方について，当時の貿易状況と対応させながらいくつかの問題点を指摘してみよう[1]．

2

制度的にみれば輸出税は輸入税，通過税とならんで関税の一形態をなしてい

1）本稿の内容の骨子は，すでに拙稿「明治前期の輸出税について」（『明治財政史』月報 No. 7，吉川弘文館刊，1971年12月）と題して発表したことがあるが，今回の改稿にあたって，全文について加筆補正をおこない，若干の論点を補足した．

る．このうち通過税は，先進諸国においては近代国家の形成過程でほとんど消滅し，輸出税も資本主義のいわゆる重商主義段階において，特定の商品に種々の目的から課徴されていたが，ブルジョア革命以後はほとんどその実質的意義を失っている．イギリスにおいては，重商主義的貿易政策の一環として，17世紀初頭から国内羊毛工業の保護育成をはかるために原料羊毛の輸出禁止措置が実施され，そのほか種々の商品に輸出税 General Export Duty が課せられてきたが，名誉革命以後の1721—24年の間にウォルポールによって実施された大規模な関税改正の一環として，「大英帝国の全財貨および製造品」に対する輸出税が全廃されるに至った[2]．こんにちでは輸出税は一部の後進諸国の関税制度のなかにみられるに過ぎないものとなっている．

輸出税も，輸入税の場合と同様に，財政収入を目的とするものと，特定の貿易政策的ないし産業保護的目的をもつものとに大別される．後者の性格をもつものとしては，特定商品の対外流出を抑制することによって，国内市価の高騰を防ぎ，その低廉かつ安定的な確保を目指す場合などがあげられる．1909（明治42）年に刊行された堀江帰一の『関税問題』によると「蓋し国家が輸出税を賦課する理由は財政上，商業政策上並に警察上の三種に区別するを得べし．而して三種の理由共に往昔に於ては兎に角今日に於ては根拠を失墜したりと云はざるを得ず．……商業政策上の必要に基く輸出税は要するに原料品又は食料品等一国々民経済の存立上に重大なる関係を有する貨物に此税を賦課して，之を内国に留保し，以て其供給を豊饒ならしむるの趣意に出づるものなり」[3] とされている．しかしいずれにしても輸出税は独占的な特産物の場合を除いて，大部分国内生産者に転嫁され，輸出価格を高めて輸出貿易にとって阻害的な影響をおよぼすものである．

---

2) Ashton, T. S., An Economic History of England: The 18th Century, 1955, p. 162, 佐藤進『近代税制の成立過程』1965年，49ページ．また，当時の輸出税の徴収機構などについては Hoon, E. E., The Organization of the English Customs System 1696-1786, New Edition, 1968, p. 137 を参照されたい．

3) 堀江帰一『関税問題』（最近経済問題巻壱）1909年，205～208ページ．

かような輸出税のもつ一般的な特徴に照らして，わが国の輸出税はどのような性格をもつものであったかを考えてみたいが，まずその前提として幕末期から明治前期に至る輸出税制度の推移を概観しておこう[4]．

わが国の関税政策史上，輸出税にかんする最初の規定が設けられたのは1857（安政4）年8月の「日蘭追加条約」および同年9月の「日露追加条約」においてであった．この両条約は，協定関税にかんする条項を含むわが国最初の通商条約であったが，輸出については米，大麦など若干の品目について輸出禁制または規制が規定されており，関税率は輸出入ともに従価3割5分と定められている．そのご翌1858（安政5）年7月，アメリカとの間に日米修好通商条約が締結され，その附属「貿易章程」のなかに，輸出税にかんして「金銀貨幣および棹銅を除き，積荷として輸出されるすべての本邦産の物品については，五分の運上を支払うべし」との条項がおかれ，輸出税は一律従価五分の単一税率とされ，税率そのものも上述の両通商条約に比べて大幅に軽減されたのである．

以上のような初期の経過をへて，輸出税制度が本格的に設定されるのは，1866（慶応2）年5月の「改税約書」（Tariff Convention）においてである．「改税約書」は，英，仏，米，蘭4ヵ国とのあいだに調印されたもので（そのご4ヵ国以外の欧州諸国との貿易もこの文書によることになった），本文12ヵ条と運上目録および附属3則から成る文書であるが，このなかにもりこまれた協定関税が基本的にはそのご1899（明治32）年に至るまで30余年間にわたって実施され，明治前期のわが国の貿易はもとより国内産業の発展のうえに重大な制約と影響を与えることになったのである．

この「改税約書」運上目録においてはじめて独立した輸出税表（Export Tariff）が設けられたが，これによると輸出品は，第1種定額品（従量税品，干鮑など53品目），第2種無税品（金銀など），第3種禁制品（米，籾，小麦，

4）輸出税制度の推移については，『明治財政史』第7巻，大蔵省関税局編『税関百年史』上巻，1972年，57ページ以下，東亜経済調査局『我国の関税』（経済資料第12巻第2号）1926年，2～8ページなどを参照されたい．

大麦竝其粉，硝石)，第4種「元代ニ隋ヒ五分ノ税ヲ収ムヘキ品」(従価税品)に分類され，大部分の輸出品については従価5分の輸出関税が賦課されることになった.

しかし輸出税については，輸入税の場合とことなって，事実上わが国が任意にその課徴を減免しうる状態にあり，そのご明治前期をつうじて，若干の品目については輸出税の減免措置が太政官布告や勅令，法律などのかたちで進められた[5]. たとえば，1873 (明治6) 年7月には米・麦および米麦粉，1887 (明治20) 年7月に食塩，89年1月に薬材その他の品目の輸出税が免除され，ついで94 (明治27) 年7月には，わが国貿易政策史上画期的意義をもつ綿糸輸出税の免除がおこなわれている. しかし当時の重要輸出品であった生糸，茶などを含む大部分の輸出品については，依然として課徴がつづけられ，輸出税が全廃されたのは新関税定率法および新通商条約が施行された1899 (明治32) 年7月以降のことである.

3

以上のような明治前期における輸出税制度の推移や変遷を念頭において，輸出税が当時のわが国の財政および貿易政策のうえではたした役割について検討してみよう.

まず財政的にみて，租税体系に占める関税収入の低い地位について考察してみたい. 第1表は，1868 (明治元) 年から1899 (明治32) 年に至るまでの租税収入総額中に占める関税収入の割合をほぼ5年きざみであらわしたものであるが，関税は年度によって多少の変動があるとはいえ総じて租税収入の5パーセント程度を占めるに過ぎず，地租の圧倒的な比重に対比すればその地位がいちじるしく低いことがわかる. これは先進諸国にはほとんど例をみない状況といってよい. たとえばイギリスでは重商主義後期から産業資本の確立期である18，19世紀前半をつうじて関税収入は租税収入の2割ないし4割を占め，エクサイ

5) 『税関百年史』上巻，97ページ以下.

第1表　租税収入内訳　(千円)

年度	地租	所得税	酒税	関税	合計	関税収入の割合(%)
1868(第1期)	2,009	—	—	720	3,157	22.8
1872(第5期)	20,051	—	16	1,337	21,845	6.1
1877(明治10)	39,450	—	3,050	2,358	47,923	4.9
1882(　15)	43,342	—	16,329	2,613	67,738	3.9
1887(　20)	42,152	527	13,059	4,135	66,255	6.2
1892(　25)	37,925	1,132	15,812	4,991	67,167	7.5
1897(　30)	37,964	2,095	31,105	8,020	94,912	8.0
1899(　32)	44,861	4,837	48,918	15,937	126,034	11.5

1897年度および99年度の合計には営業収益税4,416千円および5,507千円を含む．日本銀行『明治以降本邦主要経済統計』136ページによる．本表は，租税のうち主要項目のみを摘記したので内訳項目の計は租税合計額と一致しない．

ズとよばれる内国消費税，地租を中心とする収益税とならんで租税体系の大きな柱を形成している．試みに重商主義後期にあたる1702年の租税収入の内訳を百分比で示すと，地租23.6パーセント，家屋税その他の直接税5.9パーセント，エクサイズ（内国消費税）33.0パーセント，関税35.0パーセント，印紙税2.2パーセントという構成になっており6)，関税が租税体系の基軸のひとつをなしていることが知られるのである．なお，わが国と同じく後発資本主義国であるドイツにおいても，租税制度のあり方がわが国とは相当異なるとはいえ，19世紀末葉において関税は租税収入のほぼ2，3割を占め，消費税とともに帝国租税体系の中核を形成していたのである7)．わが国におけるかような関税の低い地位は，上述のように安政期以来の不平等条約にもとづいて関税自主権を事実上喪失していたことの結果であって，条約改正運動とくに税権回復の運動が明治前期のわが国政治，外交，経済の動向の大きな焦点のひとつとなった事情も理解されるのである．先進諸国にはみられないわが国租税体系のいちじるしい特徴は，このような不平等条約の存続という，いわば外的な制約によるところが多

6) Dowell, S., A History of Taxation and Taxes in England, Vol. II., p. 62 による．
7) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1904, S. 220-221. 武田隆夫編『帝国主義論』上，1961年，292ページ以下参照．

いといわなければならないのである.

次に関税収入中に占める輸出税の高い比重について第2表をみてみよう. これも年次によって多少の高低はみられるが, 輸出税の割合はほぼ40パーセントにおよんでいる. この間, 前述のように綿糸をはじめとする一部の輸出品目については輸出税の減免措置が講ぜられているが, 大部分の品目については新関税定率法および新通商航海条約が施行される1899 (明治32) 年に至るまで課徴がつづけられたのであって, このことも先進諸国には例をみない事態である. わが国の異常ともいうべき輸出税の高い地位は, 基本的には上述のような外的制約にもとづく輸入税の低位を補完するための国庫収入目的に根ざすものであったといわなければならない.

ところで一般的にいえば, 輸出税は商品の輸出価格を高め, 輸出にとって阻害的な影響を与えるものである. 輸出の伸長は, いわゆる殖産興業政策の一環として明治初年以来の政府の一貫した基本方針であり, そのために種々の施策や努力が重ねられてきたわけで, 輸出税の存在は少くともこのような目的にとって障害をなすものといえよう. いま第3表によって, 明治初年以来日清戦争後の1899 (明治32) 年に至るまでのわが国の輸出入額の推移をみると, 1882 (明治15) 年を境としてそれ以前は一部の年を除いて輸入超過の状態であり,

第2表 税関諸収入内訳 (単位:千円)

年次(暦年)	輸出税収入	輸入税収入	諸収入	合計	輸出税収入の占める割合 (%)
1868(明治1)	467	376	22	864	53.9
1872(5)	617	940	39	1,597	38.6
1877(10)	874	1,127	36	2,037	42.9
1882(15)	1,263	1,387	55	2,705	46.6
1887(20)	1,563	2,116	85	3,764	41.5
1892(25)	2,205	2,746	120	5,070	43.4
1897(30)	2,541	5,295	259	8,095	31.3
1899(32)	971	13,252	267	14,664	6.6

本表は暦年による収入額を示し, 会計年度による第1表の数字とは一致しない.
1899年の税関諸収入の合計には, 屯税収入175千円を含む.
大蔵省関税局編『税関百年史』上巻, 1972年, 96ページによる.

第3表　輸出入額の推移　（単位：千円）

年次	輸出額	輸入額	輸出超過	輸入超過
1868(明治1)	15,553	10,693	4,860	—
1869(　2)	12,908	20,783	—	7,874
1870(　3)	14,543	33,741	—	19,198
1871(　4)	17,968	21,916	—	3,948
1872(　5)	17,026	26,174	—	9,148
1873(　6)	21,635	28,107	—	6,471
1874(　7)	19,317	23,461	—	4,144
1875(　8)	18,611	29,975	—	11,364
1876(　9)	27,711	23,964	3,746	—
1877(　10)	23,348	27,420	—	4,072
1878(　11)	25,988	32,874	—	6,886
1879(　12)	28,175	32,953	—	4,777
1880(　13)	28,395	36,626	—	8,231
1881(　14)	31,058	31,191	—	132
1882(　15)	37,721	29,446	8,275	—
1883(　16)	36,268	28,444	7,823	—
1884(　17)	33,871	29,672	4,198	—
1885(　18)	37,146	29,356	7,789	—
1886(　19)	48,876	32,168	16,707	—
1887(　20)	52,407	44,304	8,103	—
1888(　21)	65,705	65,455	250	—
1889(　22)	70,060	66,103	3,956	—
1890(　23)	56,603	81,728	—	25,125
1891(　24)	79,527	62,927	16,600	—
1892(　25)	91,102	71,326	19,776	—
1893(　26)	89,712	88,257	1,455	—
1894(　27)	113,246	117,481	—	4,235
1895(　28)	136,112	129,260	6,851	—
1896(　29)	117,842	171,674	—	53,831
1897(　30)	163,135	219,300	—	56,165
1898(　31)	165,753	277,502	—	111,748
1899(　32)	214,929	220,401	—	5,472

東洋経済新報社編『日本貿易精覧』1935年，2ページによる．

金銀の流出を招いているが，1882年以後日清戦争前の1893（明治26）年までは わが国最初の恐慌の起った1890（明治23）年を除いていずれも輸出超過に転じている．前期の入超の原因としては，西南戦争などの内乱による武器弾薬などの輸入増加といった特殊の要因もあげられるが，主としては維新政府が臨時的経費を支弁するために交付公債その他の公債や不換紙幣を乱発したために，インフレーションが激化し，その結果通貨価値が低落して輸出不振，輸入増加を招いたためであった．82年以後の輸出超過は，80年11月以来蔵相松方正義によって着手された紙幣整理によって国内物価が鎮静化したうえに，世界的な銀貨の下落がわが国輸出にとって有利に作用したという外的な要因にもとづくものであった[8]．したがって少くとも貿易収支の面からみるかぎりは，輸出税撤廃による輸出振興の要請は，1881（明治14）年以前においてむしろ強かったというべきであろう．

第4表　主要品目別輸出額　(単位：千円)

年次	生糸	茶	綿糸	その他	合計
1868(明治1)	6,253 (40.2)	3,582 (23.0)	—	5,718 (36.8)	15,553 (100.0)
1872(　5)	5,205 (30.6)	4,226 (24.8)	—	7,596 (44.6)	17,027 (100.0)
1877(　10)	9,627 (41.2)	4,375 (18.7)	—	9,347 (40.0)	23,349 (100.0)
1882(　15)	16.232 (43.0)	7,030 (18.4)	—	14,460 (38.3)	37,722 (100.0)
1887(　20)	19,280 (36.8)	7,603 (14.5)	—	25,525 (48.7)	52,408 (100.0)
1892(　25)	36,270 (39.8)	7,525 (8.3)	8 (0.0)	47,300 (51.9)	91,103 (100.0)
1897(　30)	55,630 (34.1)	7,860 (4.8)	13,490 (8.3)	86,155 (52.8)	163,135 (100.0)
1899(　32)	62,628 (29.1)	8,499 (4.0)	28,521 (13.3)	115,282 (53.6)	214,930 (100.0)

カッコ内は百分比を示す。
日本銀行『明治以降本邦主要経済統計』1966年，280～283ページより作成．

8) 大島清『日本恐慌史論』上，1952年，39～41ページ．

しかし，当時のわが国輸出の品目別構成を細かく検討してみると，はたして輸出税の存在が輸出の増進を阻害したか否かについては必ずしも明確な断定はできないようにおもわれる．第4表でみられるとおり，この時期のわが国の輸出構成は，生糸が約半分，茶（緑茶）が約20パーセントを占める状態で，このほかには石炭，銅などが僅かに目立つ程度であった．とくに1880年頃までの日本の輸出構成は，世界市場において独占的な地位を占める生糸，緑茶をはじめ，比較的特殊な商品によって構成されていたのである[9]．輸出の基軸ともいうべき生糸および茶は，わが国の特産品的性格が強く，品質の面でも，価格の点でも高い国際競争力をそなえていたものと考えられ，輸出税の負担は必ずしも輸出を阻害するものとはいえなかった．しかも前述の「改税約書」運上目録によると生糸，茶はともに第1種の定額品（従量税品）に属していた．すなわち，輸出税額は生糸が百斤につき壱分銀75.00，茶が同じく壱分銀3.50（壱分銀分数銀目 7.500）であった．この税額は制定当時は従価換算で約5パーセントに相当するものであったが，1881（明治14）年までのインフレーションの過程で，その実質的な負担は相当程度軽減されたことも考えられるのである[10]．したがって，当時の輸出品目構成の具体的なあり方を考慮すれば，輸出増大という目的からは輸出税廃止の要請はさほど強力なものであったとはいえないように考えられるのである．

そして輸出税廃止の要求が，近代的な紡績業の勃興とともに積極的に進められたことは注目すべき事実といわなければならない．いま，その経過をあとづけてみると，紡績業界とくに大日本綿糸紡績連合会による綿糸輸出関税および原料棉花輸入関税の廃止の請願は，すでに1887（明治20）年頃から起こっているが，とくに90年6月には棉花輸入税免除，翌91年1月には綿糸輸出関税廃止の請願書が農商務大臣に提出されている[11]．かような紡績業界の動向は，わが

9) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』1971年，35ページ．
10) 1868年から1881年のあいだに卸売物価指数は，総平均指数（朝日新聞社指数）で1.56倍に上昇している．『明治以降本邦主要経済統計』76ページ参照．
11) 撤廃運動の経過の詳細については，名和統一『日本紡績業と原棉問題研究』1937年，200ページ以下，松井清『日本貿易論』1950年，56～63ページなどを参照されたい．

国における最初の本格的恐慌であり，わが国資本主義成立の一応の指標ともされている1890（明治23）年の恐慌を背景とするものであった．90年の恐慌は，86年頃から進展する紡績業および鉄道建設ブームの破綻をきっかけとして，それに凶作や銀貨騰貴による生糸輸出の減少などが作用して勃発したものであるが[12]，紡績業界は恐慌による苦境打開のために90年11月に開かれた大日本紡績連合会の臨時総会において，綿糸の輸出増進，輸入綿糸の防遏，同業者の金融の便という三つの問題について討議した．臨時総会に提出された原案の第1項には「本邦綿糸紡績糸外国輸販之拡張ヲ計リ輸出税免除ヲ請願ノ事」とあり，綿糸輸出が要請され，その輸出先としては清国および朝鮮があげられ，一カ年三万梱以内を損益にかかわらず五ケ年間継続して輸出することが決議されたのである[13]．綿糸輸出の増進のためには，生産施設の改善や輸出金融の充実とならんで，綿糸輸出税の撤廃と低廉な原料を確保するための棉花輸入税の廃止が急務とされたのである．このような動向を背景として，前述のように綿糸輸出税は1894（明治27）年7月から免除され，他方棉花輸入税の廃止は日清戦争後の戦後経営政策の一環として1896（明治29）年4月に実現されたのである．周知のように，綿糸紡績業は日清戦争前後に生糸に次ぐ重要な輸出産業としての地位を確定し，1897年には綿糸輸出高が綿糸輸入高を超えているが，かような近代的紡績業の飛躍的な発展にとって，綿糸輸出税の撤廃をはじめとする政策的，制度的な諸措置が相当大きな役割をはたしたのである．輸出税廃止の運動が生糸，茶などの特産品的性格の強い部門からではなく，のちにわが国産業資本の骨格を形成する紡績業によって強力に推進されたことは注目に値する事実といわなければならない．

4

以上において考察してきたように，明治初期におけるわが国の輸出税の地位

12) 大島清『日本恐慌史論』上，61～64ページ．
13) 大島清『日本恐慌史論』上，99～100ページ．

は，綿糸などの特殊な場合を除いて特定の貿易政策的目的というよりは，基本的には外的制約からくる輸入税収入の低位を補完するための財政収入目的に根ざすものと考えられるのである．関税政策をめぐる論議のあり方が，明治８，９年頃を境としてそれまでの保護関税か自由貿易かといった実質的基盤を欠いたいわば翻訳的な状況から国庫収入を目的とする財政関税問題に重点が移ってきたといわれているが[14]，関税体系における輸出税の地位の問題も主として財政収入の見地からあとづけられなければならないように考えられる．当時は，輸入関税の面においても，国内主要産業に保護関税がその機能を十分に発揮しうるような実質的な条件を未だ欠いていたといえるのであるが，輸出関税の場合には輸入関税よりもさらに収入関税としての性格が強かったとみられるのである．この点にもわれわれは明治初期におけるわが国財政の後進国的特徴の一端をうかがうことができるのである．

14) 林健久『日本における租税国家の成立』1965年，102～108ページ参照．